

## 2022年度後期 授業料免除等申請における注意事項

2022年度後期に授業料免除等を申請する者は、以下の変更等について注意の上、申請を行ってください。手続方法等に変更が生じた場合は、京大HP等でお知らせいたします。

○まだ来日できていない学生は、二次申請（書類提出）期間中に全ての必要書類をメールで提出してください。ただし、在留カードがまだ発行されていない場合は、在留カードの提出不要です。様式8については、日本で生活する上で必要となる生活費を調べ、見込み金額を記載してください。締め切り日時は日本時間の10月7日（金）17時であり、締め切り後の申請は一切認めません。

○書類提出の方法は郵送を推奨しておりますが、授業や実験等で大学に来ている場合は、所属部局・学生課奨学掛の窓口でも申請書類を受け付けます。郵送の場合は、送付状を授業料免除等申請システムからダウンロードして封筒に貼り付けてください。10月7日（金）必着です。

○様式8と様式10については指導教員所見が必要ですが、今年度に限り、下記対応も可とします。

- ①記入済みの様式（8-1と10-1）を電子ファイル化したものを指導教員に送付し、様式（8-2と10-2）について記入を依頼
- ②指導教員が様式（8-2と10-2）に必要事項を記入したものを電子ファイル化し、申請者へ送付
- ③指導教員から返信があった様式（8-1、8-2および10-1、10-2）を印刷し、申請書類として提出

※様式10-1については、紙媒体の提出加え、電子媒体を京大HP上の提出用フォームから提出してください。

詳細については、京都大学HPのお知らせに掲載している、「最短修業年限超過者等に係る事由書の提出方法及び様式の変更について」をご確認してください。

○新型コロナウイルスの影響により最短修業年限を超過するに至った学生は、様式10において因果関係を詳しく記載して提出してください。

（免除の対象とならない事例）

- ・就職活動を満足に行うことができなかったことに伴う就職待機 等

（免除の対象となりうる事例）

- ・研究に必要な海外でのフィールドワークを予定していたが、新型コロナウイルスの影響により渡航することができなかった
- ・入国制限により日本に入国することができなかつたため、休学した 等

### 【提出・問い合わせ先】

教育推進・学生支援部学生課奨学掛

〒606-8501 京都市左京区吉田本町

吉田キャンパス本部構内 総合研究10号館1階

TEL:075-753-2532 MAIL:840menjo@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp